



士別市農業・農村活性化計画

— 豊かで魅力ある農業・農村をめざして —

第5次計画：令和8(2026)年度～令和11(2029)年度



目 次

I	計画策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
II	士別市の現状	4
1	士別市の人口推移	4
	地区別人口	
2	農業経営体	
(1)	農家戸数	5
(2)	農家人口	5
(3)	農業経営者の年齢別構成	5
(4)	新規就農者	6
3	農地	
(1)	耕地面積	6
(2)	農地の流動化	6
4	作物の作付状況及び畜産の状況	
(1)	水稲	7
(2)	畑作物	7
(3)	野菜	8
(4)	畜産	8
(5)	有害鳥獣対策実績の推移	8
III	計画の基本目標及び施策体系	9
	数値目標、主な関連事業	10
	人づくり ～次世代につなぐ～	11
1	担い手の確保・育成	11
(1)	新規就農者確保のための情報発信	11
(2)	農業研修者・新規就農者への支援	12
	農業研修者の受入体制について	13
2	農作業の負担軽減・経営の効率化	14
(1)	農作業の負担軽減等に向けた取り組み	14
(2)	担い手への農地集積・集約化	14
3	農業・農村の有する多面的機能の維持	15
(1)	共同取り組みによる農村環境の維持	15
(2)	農業用施設等の適正管理・計画的な保全	15
4	農業・農村への理解	16
(1)	地産地消の普及啓発	16

5	鳥獣被害対策の推進	17
	(1) 鳥獣による被害防止等	17
	対象鳥獣の捕獲等に関すること	18
	土づくり ～収量アップにつなぐ～	19
1	農作物の安定生産	19
	(1) 輪作体系の確立	19
2	環境保全型農業の推進	20
	(1) 環境負荷低減に配慮した農業の確立	20
	持続可能な生産体制 ～未来につなぐ～	21
1	生産基盤の整備による安定的な農作物生産の確立	21
	(1) 基盤整備事業の推進	21
	(2) 作業の効率化・省力化に向けたスマート農業の推進	22
2	農作物の栽培技術と品質の向上	22
	(1) 栽培技術等の普及・推進	23
3	効率的な生産体制の推進	23
	(1) 生産施設等の機能強化	23
4	収益力・生産基盤の強化による畜産経営基盤強化	24
	(1) 施設整備・自給粗飼料生産拡大・家畜伝染病対策の推進	24
IV	林業（土別市森林整備計画抜粋）	25
1	森林整備の現状と課題	25
2	森林整備の基本方針	25
3	森林の整備に関する事項	25
	(1) 伐採の標準的な方法	25
	(2) 造林に関する事項	25
	(3) 保育、間伐の標準的な方法	26
	(4) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進	26
	(5) 森林施業の共同化の促進	26
	(6) 作業路網等の整備に必要な施設及びその他森林整備の方法等	26
4	森林の保護に関する事項	26
5	森林の保健機能の増進に関する事項	27
6	森林環境譲与税の活用	27
	(土別市の森林環境譲与税の活用に向けた基本方針抜粋)	
	(1) 森林整備の推進	27
	(2) 人材育成・担い手確保	27
	(3) 木材利用の促進	27
	(4) 普及啓発	27
	用語解説	28～32

Ⅰ 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

農業をとりまく情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、国の政策等により大きく変化しています。

本市においても農業経営者の高齢化と後継者不足による農家戸数の減少が続くなか、経営規模の拡大や生産性の向上が図られているものの、物価高騰による資材価格等の高騰、病虫害や有害鳥獣による農作物等の被害も引き続き課題となっており、外的要因への対応が求められる状況となっています。

特に、農家戸数の減少は相互扶助が根付いている地域において集落機能の低下や労働力不足に伴う経営への影響につながり、良質な農畜産物の安定供給と豊かな自然環境保全などを持続するためにも課題となっています。

近年の現況に対応し、豊かで魅力ある農業・農村をめざすため、市内農業者や関係機関の意見をもとに、国の改正基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」や北海道の「北海道農業・農村振興推進計画」等を踏まえて、本市の実態に即した「第5次士別市農業・農村活性化計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である士別市まちづくり総合計画「令和8(2026)年～令和15(2033)年」の分野別計画として、関連計画等との整合性を図りながら各種施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、士別市まちづくり総合計画の実行計画と同様に、令和8(2026)年～令和11(2029)年までの4年間とします。

II 士別市の現状

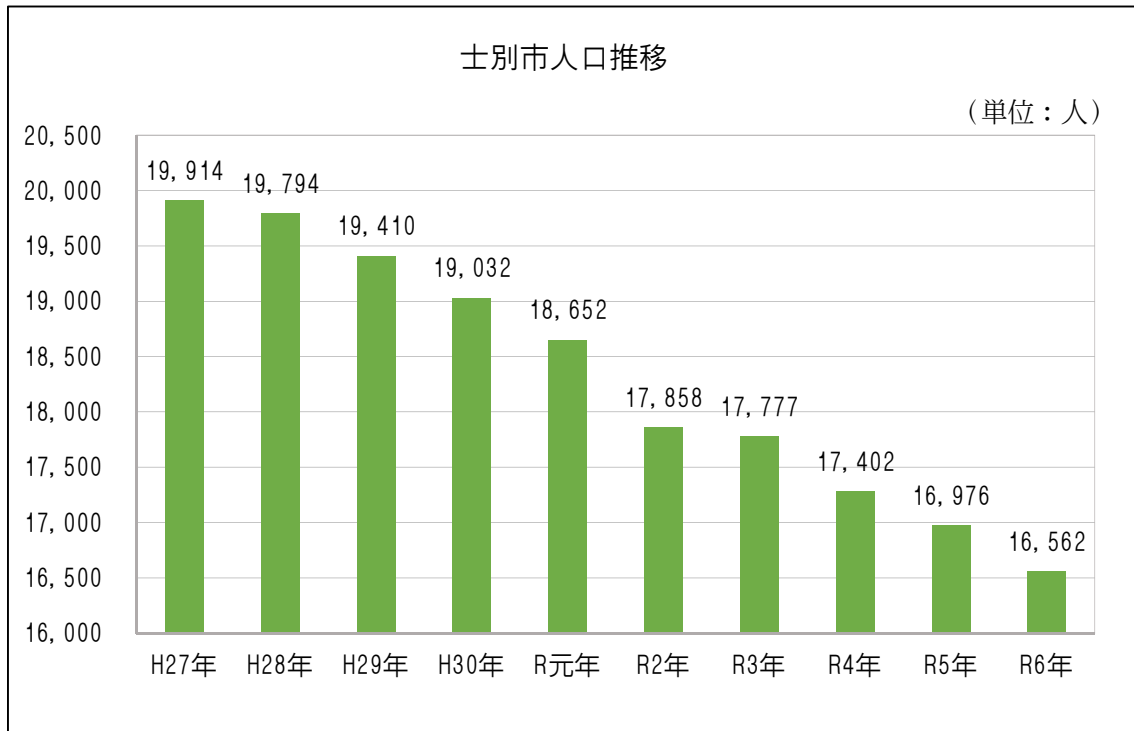
本市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々や北海道第2の大河「天塩川」の源流域を有する水と緑豊かな田園都市です。東西に58km、南北に42kmの広がりを持ち、行政面積は1,119.22km²を有しています。そのうち約74%は山林です。

気候は、四季の変化がはっきりとした内陸性の気候で、5月から9月上旬までは比較的高温多照に恵まれますが、気温の日較差や年較差が大きく、11月中旬ころから降り始める雪は、平地でも1m、山間部では2mを超えるなど、積雪寒冷な豪雪地帯でもあります。令和6年の最高気温は34.1℃、最低気温は-26.8℃で、年間日照時間は1,616.3時間、降水量は1,144mmとなっています。

1 士別市の人口推移

本市の人口は、昭和36(1961)年をピークに離農や都市部への労働力の流出などによって過疎化が顕著となり、直近においても減少傾向で推移しています。

令和6年では平成27年と比較して、3,352人の減少となっています。



資料：市統計書

地区別人口

(単位：人)

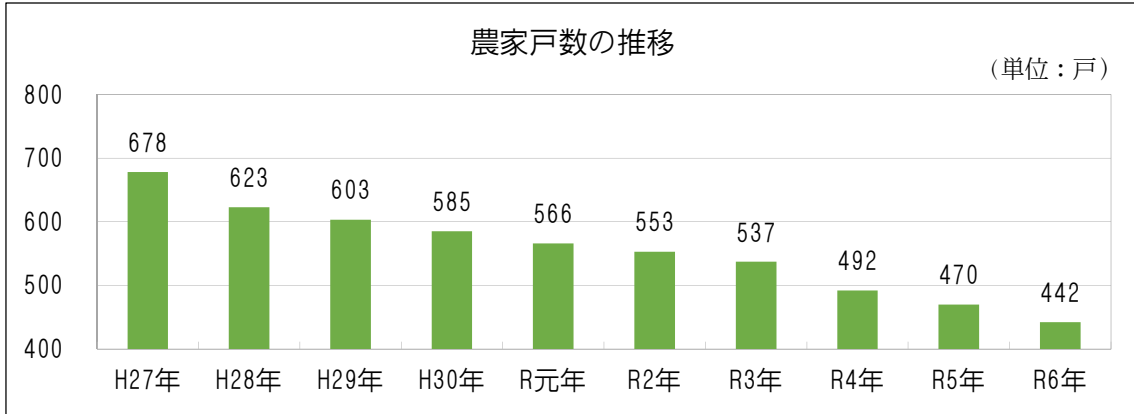
年次	中央	上士別	多寄	温根別	朝日	計
H27年	16,510	823	926	323	1,332	19,914
R2年	14,976	715	787	256	1,124	17,858
R6年	13,963	657	716	228	998	16,562

資料：市統計書

2 農業経営体

(1) 農家戸数

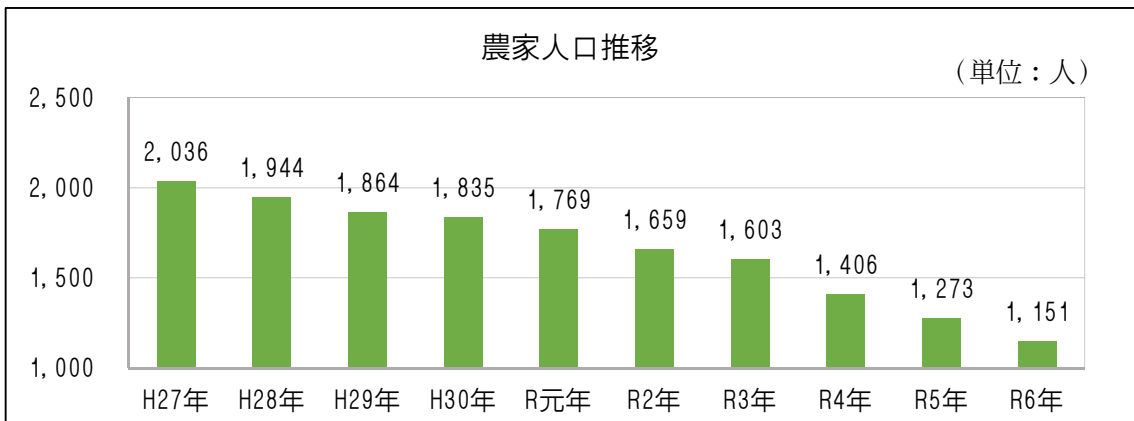
農家戸数は、過疎化や高齢化などにより減少し、令和6年では平成27年と比較して236戸減少の442戸となりました。



資料：市農業委員会

(2) 農家人口

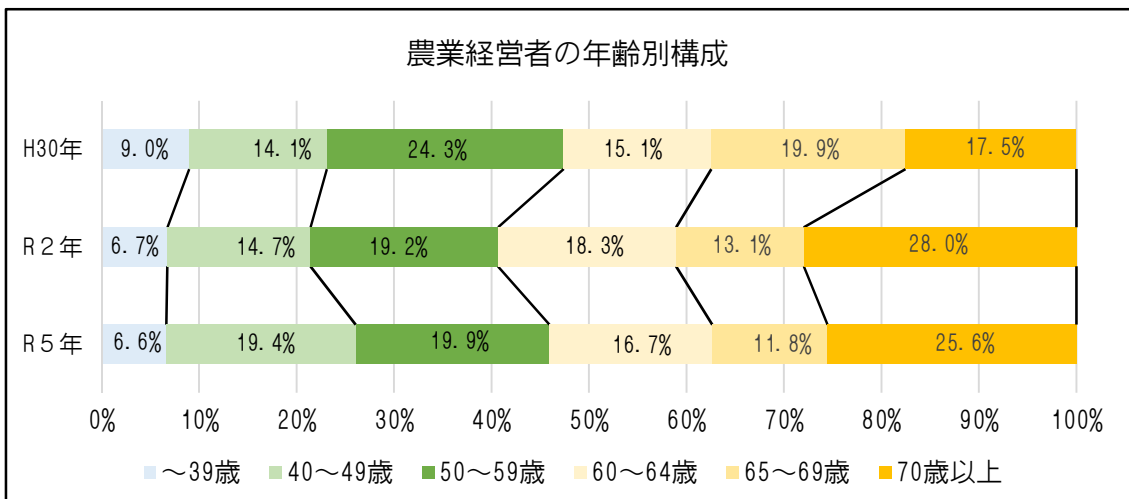
農家人口も同様に令和6年では平成27年と比較して885人減少の1,151人となりました。



資料：市農業委員会

(3) 農業経営者の年齢別構成

平成30年で52.5%、令和5年54.1%と60歳以上の経営者の割合が高い状況です。



資料：市農業委員会

(4) 新規就農者の確保状況

地域おこし協力隊(農業支援員)の募集を基本に、ホームページでのPRや就農相談会等へ参加し、新規就農者の確保・育成に努めています。近年の新規就農者数は、Uターン者(学卒者含む)が多い状況となっていますが、新規参入者等も確保されています。

(単位:人)

区 分	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	計
新規参入	0	1	4	5	1	11
Uターン(学卒含む)	2	6	2	2	7	19
雇用就農	4	1	1	3	2	11
計	6	8	7	10	10	41

資料:市農業振興課

3 農地

(1) 耕地面積

本市の耕地面積は、地目別では全体の約6割が田となっています。

(単位:ha)

区 分	田	畑	計
R 2年	9,929.8	6,144.7	16,074.5
R 3年	9,790.9	6,103.6	15,894.5
R 4年	9,798.9	6,033.4	15,832.3
R 5年	9,385.7	6,435.6	15,821.3
R 6年	9,367.2	6,421.8	15,789.0

資料:市農業委員会

(2) 農地の流動化

農地の権利移動は、農地法第3条や農業経営基盤強化促進法による所有権移転(売買等)・利用権設定(賃貸)があります。令和6年においては、262件、1,547.9haの流動化がありました。

区 分		R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	
農地法第3条	所有権移転(売買)	件数	4件	2件	18件	14件	12件
		面積	9.3ha	0.2ha	162.0ha	182.0ha	7.3ha
	利用権設定(賃貸)	件数	3件	—	3件	7件	—
		面積	42.8ha	—	183.4ha	86.7ha	—
基盤強化促進法	所有権移転(売買)	件数	112件	53件	142件	148件	157件
		面積	466.0ha	282.4ha	741.9ha	1,156.7ha	815.7ha
	利用権設定(賃貸)	件数	100件	75件	103件	78件	93件
		面積	897.7ha	666.7ha	752.1ha	1,011.7ha	724.9ha
合計	所有権移転(売買)	件数	116件	55件	160件	162件	169件
		面積	475.3ha	282.6ha	903.9ha	1,338.7ha	823.0ha
	利用権設定(賃貸)	件数	103件	75件	106件	85件	93件
		面積	940.5ha	666.7ha	935.5ha	1,098.4ha	724.9ha

資料:市農業委員会

4 作物の作付状況及び畜産の状況

(1) 水稲

水稲の作付面積は、年々減少している傾向です。うるち米については良食味の「ゆめぴりか」や「ななつぼし」が主に作付けされており、作業の省力化などが図られる直播栽培では「えみまる」の作付けが増加しています。また、近年は酒造好適米「彗星」も作付けされています。

(単位：ha)

区分／うるち米		R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
作付面積計		1,968.9	1,920.0	1,901.0	1,828.1	1,811.7
品 種	ゆめぴりか	690.3	746.9	823.3	812.6	799.0
	ななつぼし	806.6	765.7	704.0	693.7	689.7
	きらら397	355.9	304.8	267.1	217.3	202.0
	おぼろづき	67.8	64.0	63.7	59.9	59.1
	ほしのゆめ	14.6	11.4	11.4	11.4	3.1
	えみまる	7.5	7.7	12.2	16.2	30.4
	ゆきひかり	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
	さんさんまる	—	8.8	3.4	3.4	3.4
	ゆきさやか	—	1.5	1.5	0.5	0.8
	きたくりん	—	—	12.5	11.3	9.3
	そらきらり	—	—	—	—	3.1
	その他	24.3	8.8	—	—	10.0
彗星	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
区分／もち米		R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
作付面積計		514.6	459.0	401.5	370.9	362.9
品 種	風の子もち	379.9	332.8	286.8	255.0	264.0
	はくちょうもち	71.1	64.0	57.9	55.6	57.2
	きたゆきもち	63.6	62.2	56.8	60.3	41.7

資料：市農業振興課

(2) 畑作物

畑作物は、大豆や小麦の作付けを中心に、てん菜、そば、馬鈴薯等が作付けされています。高齢化や労働力不足等により甜菜や馬鈴薯などの根菜類の作付けが減少傾向で、小麦や大豆、そばが増加傾向にあります。

(単位：ha)

区 分	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
大豆	2,178.4	2,289.3	2,322.3	2,486.5	2,516.0
小麦	1,896.0	2,062.8	2,223.6	2,381.6	2,352.7
そば	685.3	635.2	793.4	982.6	1,014.5
てん菜	719.3	660.3	622.6	534.9	542.7
馬鈴薯	155.3	160.6	161.1	163.2	149.5
小豆	101.7	78.1	91.9	117.1	120.1
なたね	18.6	6.1	37.1	31.3	31.7
緑肥	601.6	574.8	549.7	401.5	422.1
飼料作物	4,325.3	4,315.2	4,200.3	4,084.4	4,071.6

資料：市農業振興課

(3) 野菜

野菜は、夏の温暖な気候と昼夜の寒暖差を生かした、良食味の農産物が多く生産されていますが、高齢化や労働力不足等により作付面積が減少傾向にあります。

(単位：ha)

区分	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
かぼちゃ	202.6	181.2	179.6	139.9	134.4
玉ねぎ	159.3	145.2	128.4	119.9	104.5
ブロッコリー	31.1	28.5	24.9	20.3	19.2
アスパラ	18.0	17.8	14.4	14.3	16.1
スイートコーン	30.3	26.4	25.4	24.5	19.1
とまと	8.4	6.7	7.3	4.6	3.5
ズッキーニ	1.9	2.2	2.3	2.0	2.2
キャベツ	3.1	2.4	4.5	1.9	1.7
ねぎ	2.6	2.1	1.9	1.6	1.4
にんにく	2.4	2.0	2.0	2.1	0.9
その他	27.5	7.4	4.6	6.6	5.6

資料：市農業振興課

(4) 畜産

畜産は、酪農や肉用牛の経営を中心に展開されており、大規模な養豚経営による豚肉の生産のほか、まちづくりの一環としてのサフォーク種めん羊の飼育や鶏の飼育など、多様な畜産経営が行われています。

区分	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	
乳用牛	戸数	42戸	41戸	41戸	37戸	38戸
	頭数	4,589頭	4,609頭	4,673頭	4,368頭	4,093頭
	うち経産牛	2,487頭	2,487頭	2,498頭	2,381頭	2,306頭
肉用牛	戸数	14戸	14戸	14戸	15戸	14戸
	頭数	10,766頭	10,500頭	10,758頭	10,906頭	10,566頭
豚	戸数	2戸	3戸	3戸	3戸	3戸
	頭数	7,177頭	12,782頭	12,744頭	15,580頭	12,712頭
馬	戸数	5戸	5戸	3戸	3戸	3戸
	頭数	15頭	15頭	9頭	8頭	7頭
鶏	戸数	4戸	3戸	3戸	5戸	5戸
	羽数	454羽	546羽	482羽	595羽	556羽
めん羊	戸数	5戸	5戸	5戸	5戸	5戸
	頭数	1,229頭	1,290頭	1,380頭	1,449頭	1,492頭
	うち繁殖雌	655頭	649頭	641頭	678頭	695頭

※「乳用牛」、「肉用牛」、「豚」、「馬」、「鶏」は各年2月1日現在

資料：市畜産林務課

※「めん羊」は各年4月1日現在、サフォーク種めん羊に限る

(5) 有害鳥獣対策の実績推移

捕獲頭数はエゾシカが横ばい、ヒグマやアライグマは増加傾向にあります。

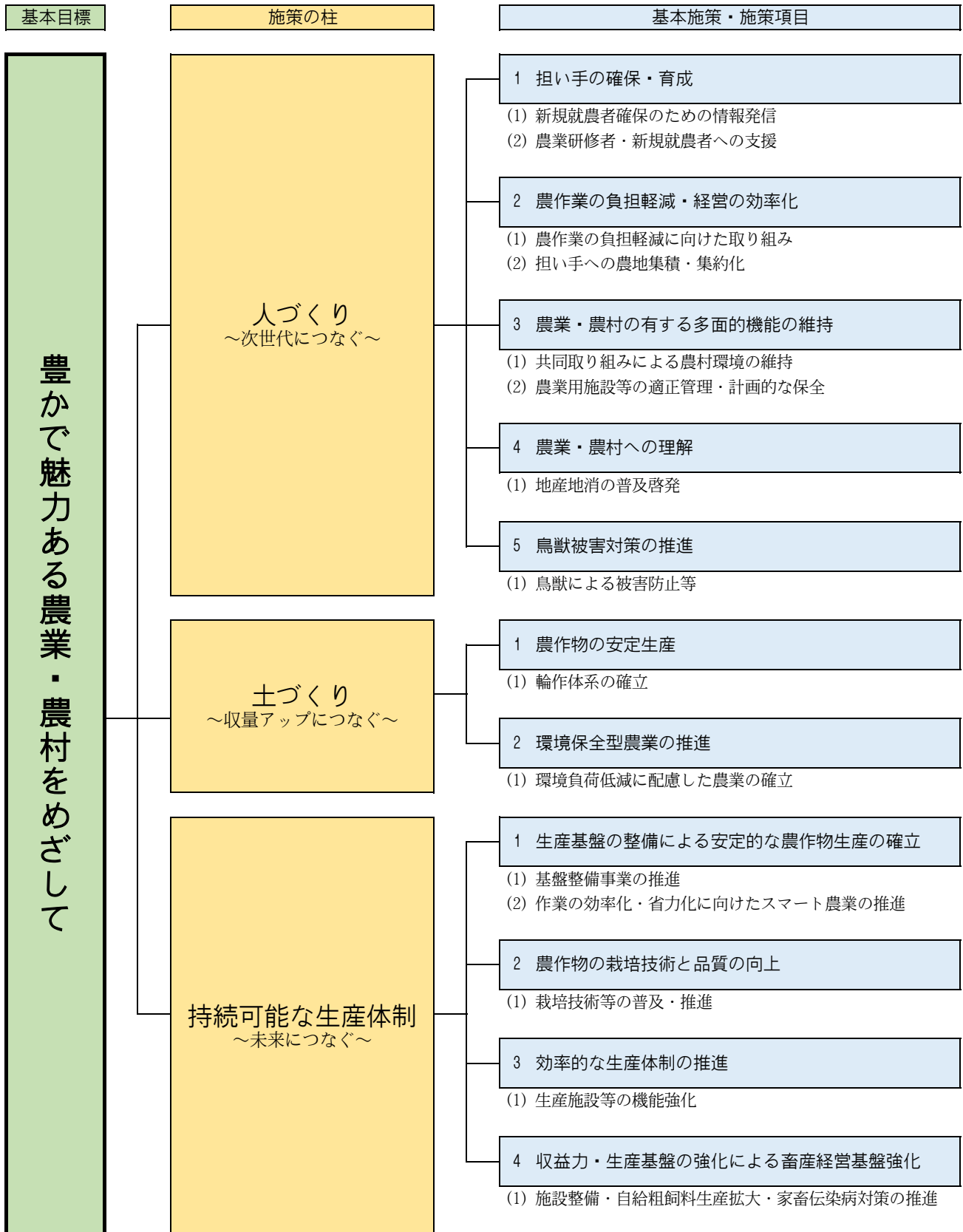
項目	内容	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
捕獲頭数 (頭)	エゾシカ	1,194	1,086	1,234	1,266	1,138
	ヒグマ	33	30	30	44	34
	アライグマ	107	201	280	326	345

資料：市畜産林務課

III 計画の基本目標及び施策体系

本計画では、基本目標に「豊かで魅力ある農業・農村をめざして」を掲げ、持続可能で地域に根ざした農業の継続的な発展と活力にあふれた豊かで住みよい農村の創造を通じて、次世代に誇れる魅力ある農業・農村の実現を図ります。

この基本目標のもと、3つの施策の柱を設定し、関係機関と連携しながら各施策を計画的に展開します。



基本目標「豊かで魅力ある農業・農村をめざして」を達成するための数値目標

施策の柱	目標	現状値 R7年(2025)	目標値	R8年(2026)	R9年(2027)	R10年(2028)	R11年(2029)
人づくり	新規就農者確保数	9人	延 20人	5人	5人	5人	5人
土づくり	根菜類作付け面積 (てん菜・馬鈴薯)	てん菜 540 ha 馬鈴薯 139 ha 計 679 ha	てん菜 600 ha 馬鈴薯 150 ha 計 750 ha	てん菜 550 ha 馬鈴薯 140 ha 計 690 ha	てん菜 560 ha 馬鈴薯 140 ha 計 700 ha	てん菜 580 ha 馬鈴薯 150 ha 計 730 ha	てん菜 600 ha 馬鈴薯 150 ha 計 750 ha
持続可能な生産体制	中士別地区基盤整備面積	全体 486 ha	193 ha	72 ha	53 ha	20 ha	48 ha
	成雌めん羊飼養頭数	700 頭	740 頭	713 頭	723 頭	733 頭	740 頭

主な関連事業

施策の柱	事業名	事業内容
人づくり	農業・農村担い手支援事業	就農研修者・新規就農者・新規参入者など、地域の担い手の確保・育成を図る。
人づくり	農業次世代人材投資事業	経営開始直後の農業者に対して資金を交付し、就農初期段階の経営の安定化を図る。
人づくり 土づくり 持続可能な生産体制	中山間地域等直接支払交付金事業	農業振興地域内の急傾斜農用地を対象に平坦部との格差を補正し、耕作放棄地の発生防止や農業・農村の多面的機能の維持を目的とし、集落へ交付金を交付する。
人づくり 持続可能な生産体制	多面的機能支払事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動へ交付金を交付する。
土づくり	環境保全型農業直接支援対策事業	環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、土づくりの推進と化学肥料・化学合成農業を低減したクリーン農業の推進を図る。
人づくり	天塩川地区水利施設管理強化事業	集中豪雨の激甚化や頻発化によって、農業用水利施設は複雑かつ高度な操作・管理が求められており、当該施設を管理する土地改良区を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。
人づくり	酪農ヘルパー推進事業	畜産農家の負担軽減及び労働時間の削減を図るため、酪農ヘルパー利用組合が実施するヘルパー派遣事業に対して支援を行う。
人づくり	有害鳥獣被害防止対策事業	エゾシカ・ヒゲマ・アライグマによる農作物被害を防止するため、士別市有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し対策を講じる。
土づくり	甜菜作付振興事業	甜菜は製糖工場を有し経済的効果が高いことから、畑作物の円滑な輪作体系を確立し、良品原料の安定生産を図るとともに砂糖の消費拡大の取り組みを継続的に推進する。
土づくり	種子馬鈴しょ採取圃設置事業	馬鈴薯の安定的な生産振興を図るため、種子馬鈴薯の生産を支援する。
土づくり	経営所得安定対策推進事業	農業経営の安定や食料自給率・自給力の維持向上を図るため、経営所得安定対策事業を円滑に実施する。
持続可能な生産体制	農業農村整備促進費活用事業	ソフト事業の農業経営高度化促進事業や次世代農業促進生産基盤特別対策事業（道パワーアップ事業）を活用し、道営中士別地区農地整備事業の受益者負担を軽減する。
持続可能な生産体制	農作物栽培試験・栽培技術向上推進事業	水稻・畑作・園芸等の実証試験圃を設置し各種試験を行い、農業者へ新品種や新栽培技術の普及指導等により、安定生産体制の確立を図る。
持続可能な生産体制	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	JA北びき管内における複数の共同利用施設を増強や改修するなか、再編集約を行い施設の効率性を向上させることにより、安定した良品の供給体制の推進を図る。
持続可能な生産体制	めん羊振興事業	めん羊経営の安定化や担い手の育成・確保、安定的な羊肉生産体制の強化に向けた基盤整備を図ることにより、「羊のまち士別」としての更なる認知度の向上に資する。
持続可能な生産体制	畜産担い手総合整備事業	畜産経営の飼料基盤に立脚した資源循環型経営の確立に向けて草地整備等を実施する。

人づくり ～次世代につなぐ～

めざす姿

本市農業の担い手となる人材の育成と、魅力的な農村環境の整備を一体的に進めることで、「人と農村が共に育つ」持続可能な農業・農村の実現をめざします。

1 担い手の確保・育成

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、本市においても農家戸数や農業人口の減少が進行しており、農業生産の基盤である農村環境や地域コミュニティの維持が困難となりつつあります。加えて、遊休農地の発生も懸念されており、農業の持続的な発展にとって大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では将来を担う農業者の確保と育成に向けた取り組みを重点的に進めており、新規就農者への支援制度や地域農業の担い手を支える体制の整備など様々な施策を展開しています。

今後においても、担い手の確保・育成を重点施策と捉え、継続した取り組みを進めていく必要があります。

(1) 新規就農者確保のための情報発信

◆推進事項◆

- ① 地域おこし協力隊（農業支援員・酪農・羊の飼養者）の募集を基本に、就農相談会への参加や道内大学等へのPR活動、就農体験の受け入れや市ホームページでの士別市農業の魅力発信等、新規就農者の確保に向けた情報発信の取り組みを推進します。
- ② 地域おこし協力隊等の農業研修者の活動状況を情報発信します。

◇主な取り組み◇

- ① 地域おこし協力隊制度を活用した農業研修者の募集
- ② 就農相談会への参加や道内大学、農業公社等への訪問によるPR活動
- ③ 市ホームページ等を活用した、農業研修者の受入や活動状況、士別市農業の魅力等の情報発信



就農相談会



農業大学訪問

(2) 農業研修者・新規就農者への支援

◆推進事項◆

- ① 士別市担い手支援協議会や各地区の受入農家協議会等と連携を図り、地域おこし協力隊や第三者継承等の農業研修者の受け入れ、実践的な研修を通じた農業技術の習得、就農後の経営安定化に向けた各種資金の活用等、一体的な取り組みを推進します。
- ② 地区別意見交換会等を通じ、農業研修者の受け入れ意向について現状の把握に努め、新たな地区受入農家協議会の設立にあたっては関係機関と協力し、支援します。
- ③ 関係機関と連携した農業後継者等の育成に取り組みます。

◇主な取り組み◇

- ① 関係機関と連携した農業研修者の受け入れ【P13 参照】
- ② 農業研修者の農業技術の習得状況等を関係機関と連携し、定期的に確認
- ③ 農業者等との地区別意見交換会の開催
- ④ 独立就農に向けた就農計画作成等の支援
- ⑤ 国や道の事業、各種資金の活用支援
- ⑥ 士別市農業農村担い手支援規則に基づく支援
- ⑦ 関係機関と連携し、農業研修者や農業後継者等を対象とした学習会の開催



地域おこし協力隊活動（耕種）



地域おこし協力隊活動（羊飼養）



冬期学習会



定期面談

農業研修者の受入体制について

① 地区内で担い手の必要性について話し合い

令和3年度から各地域において、新規参入者の確保に向けた協議をお願いしているところです。協議内容は、将来の農地利用などを踏まえ、地域農業をどのように担っていくのかに加え、その上で新規参入者の必要性についても協議いただくようお願いします。

- 話し合いの結果、現時点で必要ではない⇒「地区内での話し合いを継続」
- 必要である ⇒「受入農家協議会の設立を検討」



② 地区受入農家協議会の設立にあたって

地区受入農家協議会の設立に向けては市やJA等が連携し、受入体制を整えていきたいと考えていますので、ご相談ください。

③ 受入農家協議会の構成内容

メンバー構成	主 な 内 容
地区の代表者 ※地区の話し合いで決定	・担い手支援協議会の会議に出席 ・地区のメンバーと情報共有（適宜）
主たる受入農家 ※地区の話し合いで決定	・技術指導（栽培方法・機械作業など） ・定期面談・評価（研修状況などの確認） ・就農計画策定に係る助言（独立時）
地区の農家	・主たる受入農家のサポート（農作業を提供など）
各地区農業委員	・地区内での話し合いに参加・農地の斡旋など
事務局（JA）	・受入地区における事務局

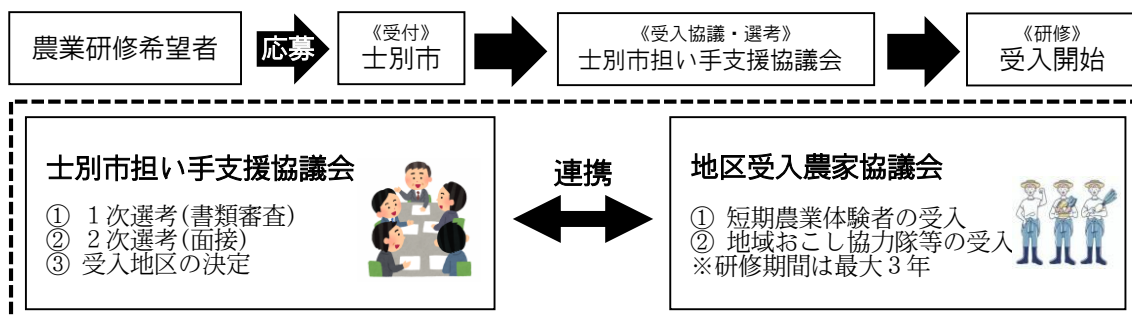
④ 設立されている受入農家協議会の紹介

- ・多寄地区受入農家協議会 ・朝日地区受入農家協議会 ・北町地区受入農家協議会
- ・温根別地区受入農家協議会 ・上士別地区受入農家協議会

⑤ 士別市担い手支援協議会の構成

メンバー構成	役 割
各地区受入農家協議会代表者 JA北ひびき 上川農業改良普及センター 士別市農業委員会 士別市（事務局）	①農業研修者の募集・選考 ②受入地区の調整 ③研修の準備（研修計画の作成など） ④研修の実行 ⑤研修・独立の支援（定期面談など）

⑥ 農業研修者の受入体制の流れ



2 農作業の負担軽減・経営の効率化

農業従事者の減少や高齢化により、農作業の繁忙期における労働力不足が深刻化しており、一部では人材派遣会社の活用や知人・親族の協力により、労働力の確保が図られているものの、作業の遅れや経営への影響が懸念されています。加えて、農産物の生産に必要な農機具などの生産資材についても価格が高騰しており、経営に影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、一部地域では農業者によるファームコントラクターの設立により、地区内の作業受託が行われています。

また、令和6年度よりJAによる馬鈴薯の作業受委託の仕組みが構築されるなど、新たな取り組みが進められています。

畜産においては、公共牧場である大和牧場の活用をはじめ、酪農ヘルパーの利用やTMRセンターの活用等により、経営の効率化が図られています。

今後においても、関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた経営の効率化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(1) 農作業の負担軽減等に向けた取り組み

◆推進事項◆

- ① 農業労働力不足の解消に向けて、地域農業者との話し合いや関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた労働力確保を推進します。
- ② 国や北海道などの補助金等を活用し、多様な経営体を支えるファームコントラクターへの支援により農作業の負担軽減等を推進します。
- ③ 公共牧場の活用や酪農ヘルパーの利用による労働負担の軽減に取り組みます。

◇主な取り組み◇

- ① 農業者等との意見交換会の開催や関係機関と連携した農業労働力確保に向けた対策の検討
- ② 国や北海道の補助金等を活用したファームコントラクターへの支援
- ③ 公共牧場における乳用牛等の受け入れ
- ④ 酪農ヘルパー運営組織との連携や支援

(2) 担い手への農地集積・集約化

◆推進事項◆

- ① 地域計画に基づく担い手への農地流動化を円滑に進めます。
- ② 優良農地の確保と計画的な土地利用を推進します。

◇主な取り組み◇

- ① PDCAサイクルを通じた地域計画の見直し
- ② 農業振興地域整備計画等の適切な運用

3 農業・農村の有する多面的機能の維持

農村は、農作物の生産だけでなく、豊かな自然環境や美しい田園風景、地域に根ざした伝統文化など、様々な価値を持つ多面的な機能を有しています。

本市では、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、各地区の集落や活動組織による農道や水路の保全、環境美化、景観維持などの多面的機能の維持・発揮に向けた共同の取り組みを推進しています。また、水利施設管理強化事業により、関係機関と連携した農業用水利施設の適正管理等を総合的に推進しています。

今後においても、安定的に農村環境を維持していくため、国の制度を活用した取り組みを継続して推進していく必要があります。

(1) 共同取り組みによる農村環境の維持

◆推進事項◆

- ① 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、各地区の集落や活動組織が主体的に取り組む農地の保安全管理や環境形成活動等の共同取り組みを推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 中山間対象農地の遊休農地の防止等を図るため、土別市集落やあさひ集落の共同取り組みを支援
- ② 多面的機能支払交付金を活用し地域資源の保全を図るため、各地域の活動組織への支援



共同取り組み活動（花壇整備）



共同取り組み活動（草刈り）

(2) 農業用施設等の適正管理・計画的な保全

◆推進事項◆

- ① 集中豪雨の激甚化や頻発化に対応するため、農業水利施設の適正な管理を支援します。

◇主な取り組み◇

- ① 農業用水利施設の適正な維持管理への支援

4 農業・農村への理解

本市は、農業・農村に対する理解と関心を深めるため、地域の農産物を活用した商品の開発や販売促進、その魅力を広く発信する取り組みを進めてきました。

これにより、農業の新たな価値創出や地域の魅力発信につながる取り組みの後押しにより、6次産業化に対する理解と機運の醸成を図りました。

また、砂糖の消費拡大に向けた取り組みでは、イベント等を通じて砂糖に関する正しい理解の促進や砂糖の消費拡大に努めてきました。

今後においても、地域の農産物を活用した6次産品等の魅力と価値を広く効果的に発信するとともに、砂糖の消費拡大の取り組みを継続的に推進していく必要があります。

(1) 地産地消の普及啓発

◆推進事項◆

- ① 6次産品等の販売・PRの推進を図ります。
- ② 農畜産物の付加価値向上に向けた取り組みを推進します。
- ③ 人口減少や消費者の甘さ控えに伴い減少している国産砂糖の消費量を拡大する取り組みを推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 土別市産直マップの作成や市ホームページの活用、関係機関等と連携した農畜産物や加工品等のPR
- ② 地元農畜産物の付加価値向上に向けて、関係機関等と協議・検討の実施
- ③ 砂糖の消費拡大や地元製糖工場の理解促進を図るためのPR活動を実施



地元農産物の販売



砂糖消費拡大イベント

5 鳥獣被害対策の推進

本市では、有害鳥獣による農作物への食害等の被害が年々増加傾向にあることから、被害防止に向けた対策を強化しています。中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、電気牧柵の設置や定期的な見回り・監視体制の強化のほか、地元猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲活動に取り組むとともに、アライグマ捕獲講習会の開催や狩猟免許取得費用の助成を行い、捕獲従事者の担い手対策にも積極的に取り組んでいます。

これらの取り組みにより、農畜産業の安定的な経営を支えるとともに、農村地域における安全・安心な生活環境の確保を図っています。

今後においても、関係機関と連携し、農作物への食害等の被害防止や捕獲従事者の担い手対策を推進していく必要があります。

(1) 鳥獣による被害防止等

◆推進事項◆

- ① 鳥獣による農作物への食害等の被害防止に向けた取り組みを関係機関と連携し、実施します。
- ② 捕獲従事者の担い手対策を関係機関と連携し、実施します。

◇主な取り組み◇

- ① 中山間地域等直接支払交付金の活用
- ② 多面的機能支払交付金の活用
- ③ 国の補助事業を活用したエゾシカ緊急捕獲活動を実施
- ④ ヒグマ捕獲者に対する奨励金制度
- ⑤ アライグマ捕獲講習会の開催
- ⑥ 狩猟免許取得費用の助成



ヒグマ捕獲用箱わな



ヒグマによる農作物被害（スイートコーン）

対象鳥獣の捕獲等に関すること

※第6次士別市鳥獣被害防止計画（計画期間：令和7～令和9年度）抜粋

（1）対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカ	北海道猟友会士別支部に業務委託し、パトロール、銃器やわなによる有害捕獲を実施するとともに、関係機関や農業者等から寄せられた農作物被害情報、目撃情報などの連絡体制を強化し、迅速な捕獲や効率的な捕獲体制の確立に努める。
ヒグマ	目撃情報や農作物被害情報が寄せられた場合には、速やかにパトロールや捕獲などの実施を北海道猟友会士別支部に要請する。また、農作物被害が多い地区を中心に、箱わなを設置し効率的な捕獲に努める。
アライグマ	士別市アライグマ等防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を実施する。
カラス類・キツネ	農業者等から農作物被害等の情報が寄せられた場合には、被害を抑えるため、北海道猟友会士別支部に駆除を要請する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025 ～ 2027	鳥獣全般	狩猟免許取得助成金制度の継続 第一種銃猟免許取得助成金（60,000円/人） わな猟免許取得助成金（10,000円/人） 鳥獣被害対策実施隊による講習会の開催
	エゾシカ	くくりわなの貸出 有害捕獲業務委託の継続（単価：10,000円/頭） 鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施
	ヒグマ	箱わな設置及び管理業務委託の継続 （単価：1地区4,500円/日） ヒグマ捕獲奨励金制度の継続（50,000円/頭）
	アライグマ	箱わなによる捕獲の実施 箱わなの増台 アライグマ捕獲講習会の開催（年1回）

（3）対象鳥獣の捕獲計画

エゾシカ	令和3年度から平均して捕獲数が約1,200頭となっており、生息数が高水準であることが推測され、かつ、農作物被害も対象鳥獣の中で高い割合にあることから、積極的な有害捕獲を継続して実施し、被害の軽減を図る。 （過去3年最多捕獲数…令和5年度1,266頭）
ヒグマ	農作物被害が急増していることや生息数が増加傾向であることから、農作物被害の軽減を図るほか、人身被害の発生も防止する必要があるため、出没個体に応じて決定する。
アライグマ	生息数が年々増加傾向であり、生息エリアも拡大していることから、士別市アライグマ等防除実施計画に基づき、被害の低減化、生息域の拡大防止を図るため、効率的な防除に努める。
カラス類・キツネ	農作物等被害を受けた農業者等からの要請により、捕獲を実施し、被害の減少を目指す。

土づくり ～収量アップにつなぐ～

めざす姿

農作物の収量と品質の安定を図るため、持続的な農業生産と環境保全を支え、地力の維持・向上に欠かせない「土づくり」をめざします。

1 農作物の安定生産

本市では、安全で良質な農作物を持続的に生産するため、堆肥・緑肥の活用や根菜類の作付けによる土づくりの推進と輪作体系の確立に取り組んできました。近年、天候不順や国際情勢の変化による物価高騰や農業従事者の高齢化、経営面積の増加による労働力不足等により、てん菜・馬鈴薯や玉葱・南瓜などの主要野菜の作付面積が減少しています。また、省力化等が見込まれる大豆・小麦・そばへの転換が進んだことにより、輪作体系が崩れ、一部の圃場では、連作障害や土壌病虫害が発生し、収量や品質の低下が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、本市では輪作体系の維持に欠かせない寒冷地作物であるてん菜の生産振興や良質な種子馬鈴薯の安定供給など、土壌環境の改善と生産力の維持・向上に向けた取り組みを進めています。

今後においても、農作物の収量と品質の安定を図るため、土づくりの推進に向けた取り組みを引き続き進めていく必要があります。

(1) 輪作体系の確立

◆推進事項◆

- ① 根菜類・野菜・緑肥作付けによる輪作体系の確立を推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 寒冷地域での輪作体系上、必要不可欠なてん菜・馬鈴薯の生産振興
- ② 経営所得安定対策等直接支払交付金の活用



てん菜



馬鈴薯

2 環境保全型農業の推進

本市では、持続可能な農業の実現と農地環境の保全を目的に、国の環境保全型農業直接支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の活用をはじめ、地域内で循環可能な資源として堆肥の活用による土づくりの推進、さらには、化学肥料や化学合成農薬の使用を可能な限り抑えた環境にやさしいクリーン農業の推進に取り組んでいます。

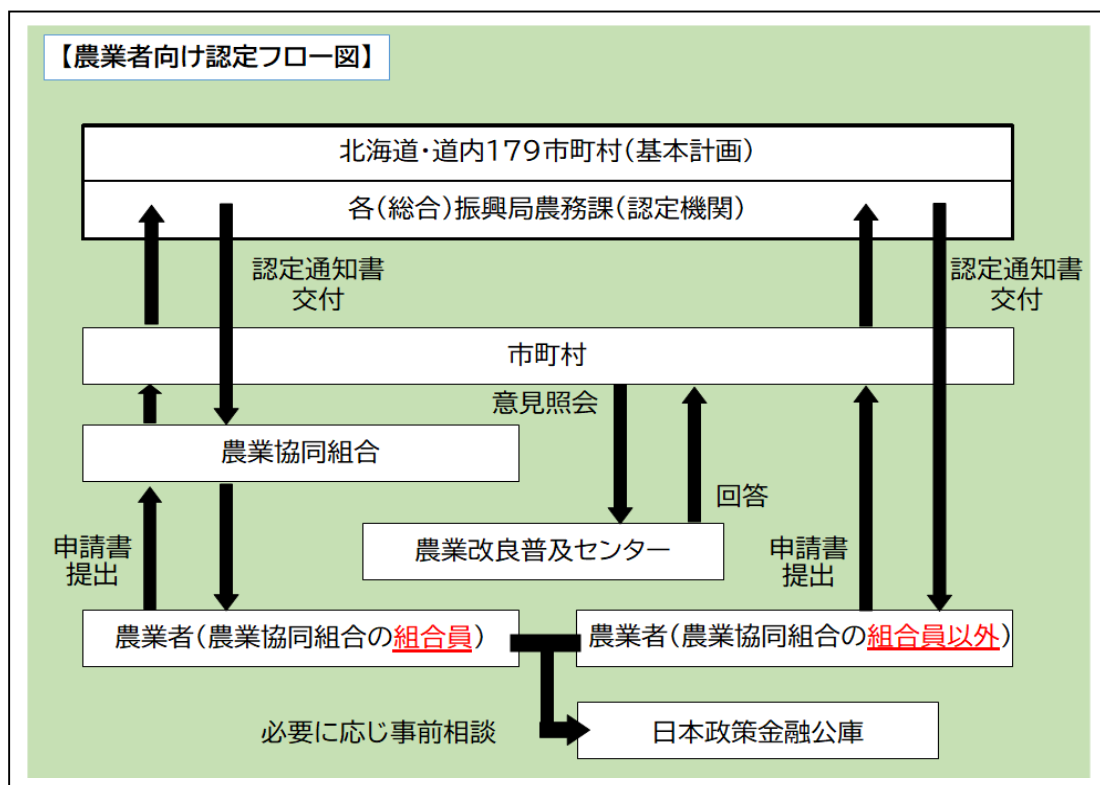
(1) 環境負荷低減に配慮した農業の確立

◆推進事項◆

- ① 環境負荷低減に取り組む農業者の「みどり認定」取得を推進します。
- ② 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の取り組みを推進します。
- ③ 耕畜連携による地域資源循環を推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 環境保全型農業直接支援交付金を活用したクリーン農業の推進
- ② 中山間地域等直接支払交付金を活用した堆肥利活用の推進
- ③ 地域資源循環システム構築に向けて関係機関と検討



みどり認定スキーム

持続可能な生産体制 ～未来につなぐ～

めざす姿

将来にわたって安定的かつ継続的に農業生産を支える仕組みや持続可能な生産体制の構築をめざします。

1 生産基盤の整備による安定的な農作物生産の確立

安全・安心で高品質な農作物を安定的に生産・供給していくためには、ICT等のスマート農業技術の活用によって作業の効率化・省力化を進めるとともに、品質の向上と生産量の確保を支える持続可能な生産基盤の整備が重要です。

本市では、国や北海道、てしおがわ土地改良区等の関係機関と連携し、道営中士別地区農地整備事業により、農地の大区画化や暗渠排水などの基盤整備を総合的に推進しているほか、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、各地区の集落や活動組織が行う軽微な基盤整備、農作業省力化の取り組み、用排水路の補修といった共同取り組みを推進しています。

今後においても、安定的な農産物生産の確立のため、生産基盤の整備等を継続して推進していく必要があります。

(1) 基盤整備事業の推進

◆推進事項◆

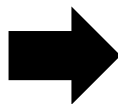
- ① 国や北海道、関係機関と連携し、土地改良事業等による生産基盤の整備を推進します。
- ② 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、地区の集落や活動組織が取り組む軽微な基盤整備、用排水路の維持管理等の共同取り組みを推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 道営中士別地区農地整備事業による大区画化や暗渠排水の整備等の総合的な推進
- ② 中山間地域等直接支払交付金を活用し、士別市集落及びあさひ集落が取り組む軽微な暗渠排水の整備等の基盤整備を支援
- ③ 多面的機能支払交付金を活用し、各地区の活動組織が取り組む用排水路の維持管理等を支援



道営中士別地区（基盤整備前）



道営中士別地区（基盤整備後）

(2) 作業の効率化・省力化に向けたスマート農業の推進

◆推進事項◆

- ① 農作業の効率化や省力化等に対応したスマート農業の促進に向けて、国や北海道、各関係機関と連携した支援を推進します。
- ② 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、各地区の集落や活動組織が取り組む農作業省力化等の共同取り組みを推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 国や北海道の補助制度等を活用した支援
- ② 中山間地域等直接支払交付金を活用し、土別市集落やあさひ集落による農作業省力化の取り組みを支援
- ③ 多面的機能支払交付金を活用し、活動組織による農作業省力化の取り組みを支援
- ④ 各関係機関との連携によるスマート農業の推進



ドローン防除



自動操舵田植機

2 農作物の栽培技術と品質の向上

農作物の安定供給と品質向上には、地域の土壌や気候に応じた栽培技術等の向上を図るとともに、生産者の理解と協力のもとで取り組むことが不可欠です。

本市では、水稻・畑作・園芸作物の実証試験圃を設置し、生産者へ新品種や新栽培技術の普及に取り組んでいます。

近年、高温により病害虫が発生しており、収量・品質の低下に加え、輪作体系への影響も懸念されていることから、今後も継続して関係機関と連携し、圃場調査などを通じて蔓延防止に努める必要があります。

また、土別生まれの大豆品種「つくも4号」については、家庭菜園用の種子や納豆などの加工品として販売されており、今後も安定した生産体制の維持が求められます。

(1) 栽培技術等の普及・推進

◆推進事項◆

- ① 農作物栽培試験に関する各種取り組みの実施により、栽培技術の普及に向け、関係機関と連携し、推進します。
- ② 営農技術の向上や病害虫対策を各関係機関と連携し、推進します。
- ③ つくも4号大豆の安定した生産体制の維持・普及を推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 農作物栽培試験の実施のほか、栽培試験結果を市HPへ掲載
- ② ジャガイモシストセンチュウ食物検査の実施・市民等への周知
- ③ つくも4号大豆種子の生産と市内外へのPR



ジャガイモシストセンチュウ食物検査



つくも4号圃場

3 効率的な生産体制の推進

地域農業の生産性や効率性を支えてきた共同利用施設の多くが老朽化しており、機能の低下や維持管理に係る負担の増加が深刻な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じて、施設の再編や集約化、機能の見直しによる合理化を進めることで、効率的な生産体制の向上を図るとともに、次世代へ持続可能な農業基盤を継承していくことが求められています。

(1) 生産施設等の機能強化

◆推進事項◆

- ① 生産性と収益性の向上に向けた構造転換を関係機関と連携し、推進します。

◇主な取り組み◇

- ① 国や北海道、本市が一体となった共同利用施設の再編集約に対する支援

4 収益力・生産基盤の強化による畜産経営基盤強化

本市の畜産業においては、酪農と肉用牛生産が市内農業生産額の約3割を占めているほか、めん羊生産についても近年新規参入が見られる状況にあります。

さらに、農業を取りまく状況は、施設・機械導入費の高騰をはじめ、飼料価格の高止まりが続いています。このため、安全・安心で良質な畜産物の安定供給と畜産経営の安定化を図るためには、各種事業を活用した施設等の整備や計画的な飼料基盤の整備を実施し、収益性の向上を図ることが重要です。

また、国内においては、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生が問題となっており、家畜伝染病の予防が重要です。

(1) 施設整備・自給粗飼料生産拡大・家畜伝染病対策の推進

◆推進事項◆

- ① 畜産（乳牛・肉牛・養豚・馬・鶏・めん羊）農家の施設整備に向けた取り組みを支援し、生産及び経営基盤の強化を目指します。
- ② 各種事業を活用し、自給飼料の生産基盤の強化を図ります。
- ③ 畜産農家における家畜伝染病予防に対する意識の維持に向けた取り組みを継続します。

◇主な取り組み◇

- ① 畜産クラスター事業等を活用した畜産における収益性の向上
- ② 農業応援アドバイザーによる羊飼養技術向上などの助言を通じて、生産体制強化に向けた基盤構築
- ③ 畜産担い手総合整備事業の活用
- ④ 関係機関との連携による飼養衛生管理基準の遵守に向けた啓発



サフォーク種めん羊



乳牛

IV 林業

※土別市森林整備計画（計画期間：平成30～令和9年度）抜粋

※土別市の森林環境譲与税の活用に向けた基本方針抜粋

1 森林整備の現状と課題

本市の総面積は111,922haであり、そのうち森林面積は83,099haで総面積の約74%を占めています。

民有林面積は、20,037haで、その内訳は、道有林が5,127ha、市有林が2,249ha、私有林が12,661haとなっています。

昨今、地球環境の悪化が叫ばれ、森林の持つ多面的な機能の重要性が認識されてきており、また、台風等の自然災害による被害も深刻化し、山地災害防止機能の高い森林整備とともに、社会経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全等を図るため、森林資源の整備充実を計画的に取り組むことが重要となっています。

今後においても、適正な施業を推進していく必要があります。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「土別市森林整備計画」に基づいた適切な森林施業の実施や森林の保全により、健全な森林資源の維持増進を推進することとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の現状並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、土別市では森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林として、主に「水源涵養」、「山地災害防止・土壌保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション・文化・生物多様性保全」及び「木材等生産」の機能に分類し、機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、森林施業や林業経営の合理化・効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題や目標等を地域の関係者が連携し取り組むものとします。

3 森林の整備に関する事項

(1) 伐採の標準的な方法

伐採の標準的林齢については林種・樹種ごとに定めるとともに、機能分類と併せ自然条件や地形などの要件を勘案し伐採方法や伐採面積、伐採後の更新方法などを決定します。

(2) 造林に関する事項

人工造林については適地適木を基本とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、木材の利用状況等に十分留意し行うものとします。

また、育成複層林施業を導入する森林では、成長に必要な照度を常に確保するものとします。

天然更新については、かき起こしや、刈出し等を行うこととし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 保育・間伐の標準的な方法

保育については、下刈りでは気象条件や植生の状況等に応じ適切な時期に行い、終期は植栽木の生育状況と植生の繁茂状況により勘案し判断します。また、除伐については、育成の対象となる林木の成長を妨げるものを除去するものとし、目的外樹種であっても有用なものは保存・育成するものとし、

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適正な森林状態が維持されるよう、適切に繰り返し行うこととします。

(4) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的かつ効率的に木材を提供できる体制を整備するため、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

(5) 森林施業の共同化の促進

本市では小規模森林所有者が多いことから、森林所有者と関係機関が一体となって森林施業の協同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備などを計画的かつ組織的に推進します。

(6) 作業路網等の整備に必要な施設及びその他森林整備の方法等

効率的な森林施業を推進するための路網整備や効率的な作業システムを推進します。

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進することとします。

生産性の向上、作業の省力化・軽労化及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であることから、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した高性能林業機械化の導入と効率的な利用について取り組んでいきます。

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組みの実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた普及啓発活動などに取り組み、需要促進を図るよう努めることとします。

4 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、病害虫、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、適時適切に行うこととします。

5 森林の保健機能の増進に関する事項

森林は、保健・文化・レクリエーション活動等を目的として年々利活用が増加していることから、森林の各種機能を維持、向上させていくために、森林の適正な保護と管理を推進していきます。

6 森林環境譲与税の活用

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

(1) 森林整備の推進

市内の一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

(2) 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者について、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあるため、森林整備担い手対策推進事業及び森林環境譲与税を活用し、地域の林業事業体及び北海道と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の確保に向けた取り組みを進めます。

(3) 木材利用の促進

森林資源の有効利用等を目指すため、上川管内全域で取り組みを行っている上川森林認証協議会に加盟し、「緑の循環認証会議（SGEC）」の認証を取得し木材の利用を促進しています。

(4) 普及啓発

令和4年2月に本市が表明した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、イベント等を通じ理解を深めるとともに、植樹・育樹活動などを行うことにより森林環境教育を推進します。また、森林環境譲与税を活用した森林整備などの取り組みについて、市民への情報発信を推進します。

用語解説

(五十音順)

〈あ行〉

ICT

Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術の総称。

暗渠排水

農地などの地下水位を適当な高さにする目的で、地下に通水空間を設けて余分な水を効率的に排除するもの。

〈か行〉

化学肥料

無機質の原料を化学的手法により合成された肥料。

化学合成農薬

病気や害虫、雑草から作物を守るために、人工的に合成された有効成分を主成分とする農薬。

家畜伝染病

病原微生物が家畜に感染して引き起こす感染症のうち、特に伝播性の顕著なもの。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬に使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

間伐

育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて、一部の樹木を伐採すること。

クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

クロスコンプライアンス（みどりチェック）

農林水産省が 2024 年度から試行導入し、2027 年度からの本格実施を目指す、補助事業等の受給者に対して環境負荷低減のための最低限の取り組みを義務付ける制度。

耕畜連携

畜産農家から米や野菜等を生産している耕種農家へ堆肥を供給したり、逆に耕種農家が生産した飼料作物を畜産農家へ家畜の飼料として供給するなど、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

- 耕作放棄地**
以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び栽培する意思のない土地。
- 雇用就農**
企業として農業生産を行っている農業法人などで、従業員として働くこと。

〈さ行〉

- 実証試験圃**
新しい農作物や農法などを実際に栽培し、その効果や性能を検証・実演する圃場。
- ジャガイモシストセンチュウ**
土の中でジャガイモの根から養分を吸収し、収穫量を大幅に減らしてしまう線虫。
- 食害**
動物の摂食行為により、人間に何らかの被害を与えること。
- 除伐**
育てようとする樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。
- 飼料**
家畜の飼育に用いるえさ。
- 新規参入者**
土地や資金等を独自に調達し、新たに農業の経営を開始した者。
- 新規就農者**
新たに農業を始めた者。
- 人工造林**
苗木の植栽、種子の播き付けのような人手を加えることにより森林を造成すること。
- スマート農業**
ロボット技術や ICT などの先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを実現する新たな農業。
- ゼロカーボン**
人が生活する中で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。
- 粗飼料**
飼料のうち、生草・サイレージ・乾草・わら類等、粗繊維が多く含まれた飼料。

〈た行〉

- 第三者継承**
親族や従業員以外の第三者が事業や農地を引き継ぐ形態のこと。
- 大区画化**
小規模で点在する農地を整理しておおよそ1 ha以上の広大な区画に整備し直すこと。
- 堆肥**
土を肥沃するために用いられる、有機物を微生物によって完全に分解した肥料。
- 地域おこし協力隊**
人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
- 地域資源循環システム**
地域に存在する資源を活用し、循環させる仕組み。
- 畜産クラスター**
畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。
- 直播**
直接田や畑に種をまく栽培方法。
- つくも4号**
士別市で生まれた新品種の茶大豆。
- 適地適木**
植林する場所（適地）に、その土地の気候、地形、土壌などの条件に適した種類の木（適木）を植え付けること。
- TMR（完全混合飼料）**
Total Mixed Rationの略。粗飼料や濃厚飼料等を混ぜ合わせ、牛が必要としている全ての栄養素をバランス良く含んだ飼料。これを専門的に作り、農家に供給する施設をTMRセンターという。
- 電牧柵**
田畑への動物の侵入を防ぐため、電気の流れる金属線を張り巡らせた柵。
- 鳥インフルエンザ**
トリに対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスのヒトへの感染症。感染したトリに触れる等の濃厚接触をした場合等に、稀にヒトに感染することがある。

〈な行〉

農業用水利施設

水田や畑に必要な水を供給したり、不要な水を排水したりするための施設全般を指し、ダム、ため池、堰（頭首工）、用水路、排水路、ポンプ施設などが含まれる。

農地集積

農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。

農地集約化

農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

農地流動化

地域内の「使われていない農地」を効率的な農業経営を行っている「担い手」へと集積させること。

〈は行〉

伐採

森林の木を切り倒すこと。

病害虫

農作物の生育が妨げられ、枯死、腐敗等の被害を与える病気や、食害などの被害を与える菌、ウイルス、昆虫のこと。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの段階を繰り返し行うことで、生産性向上、品質管理、経営の継続的な改善を図る手法。

ファームコントラクター

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。

複層林

樹齢や樹種が異なる複数の階層の樹木で構成された森林のこと。

豚熱（CSF）

豚やイノシシが感染する病気で、強い伝染力と高い致死率が特徴。人に感染することはない。

保育

植栽を終了してから伐採するまでの間に樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

圃場

作物を栽培する田や畑。

〈や行〉

有害鳥獣

人や家畜、農作物等に被害を与える鳥獣。エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等。

Uターン

地方から都市部へ移住した者が、再び地方の生まれ故郷に戻ることに。

遊休農地

過去1年以上作物を栽培せず、耕作できる状態が保たれていない農地。または、周辺農地と比較して利用程度が著しく劣っている農地。

〈ら行〉

酪農ヘルパー

酪農家が休みを取る際に酪農家に代わって、搾乳や飼料給与等の作業に従事する人のこと。酪農家は朝夕2回の搾乳作業等により、1年を通して休みが取りにくい実態にあるが、酪農ヘルパーの利用により休日の確保が可能となる。

輪作体系

一定年の期間、同じ圃場において種類の違う作物を一定の順序で栽培すること。

連作障害

同じ圃場で同一の作物を繰り返し栽培し、生育が極端に悪くなったり、枯れたりする生育障害のこと。

6次産業化

第1次産業に分類されている農業が、食品加工（第2次産業）や流通・外食産業・飲食サービス業（第3次産業）などを取り込み、総合産業化（第6次産業）を実現しようとする。



士別市農業・農村活性化計画
〈第5次計画〉

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

発行／令和8(2026)年3月

編集／士別市経済部

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-23-3121